

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人てとろ
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市東区出来町三丁目 20 番 9 号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 古内 真由子
電話番号	052-737-1043

第 2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業
事業所の名称	保育室 てとろっこ
事業所の所在地	名古屋市北区上飯田北町二丁目 60 番地 1
管理者氏名	竹ノ内 琴代
連絡先	電話 090-6588-1451 FAX

第 3 事業の目的・運営方針

【保育室 てとろっこ】（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- ① （1）保護者とともに子育てをします
保護者と保育者の会話を大切に、日々のコミュニケーションによる信頼関係を築きます。その中で汲み取った各家庭のライフスタイルを尊重し、可能な限り、個々のリズムに合わせた保育を目指します。
- ② 子どもにとって第二の家庭、保護者にとっての身近な相談者となっていきます
愛情を最も必要とする乳幼児期に保護者の代わりとなり、心身から愛情を注ぎ、スキンシップを第一にした保育をします。「よく食べる」「よくあそぶ」「よく眠る」を大切に、温かい家庭的な雰囲気の中で子どもと保護者にとって安心できる場所となっていきます。
- ③ 保護者と地域を結びつける役割を担います

園児とその保護者は、地域の中で日常生活を送っています。地域の中で生き生きと暮らすことができるよう、園生活の中でも地域との連携をとっていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	109.98㎡	
	屋外遊戯場	敷地内	0㎡
施設	構造	鉄骨造	
	延べ面積	109.98㎡	

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
遊戯室	室	
調理設備		無

第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	10人
	満1歳未満	5人

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	北保育園
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	てとろ大永寺保育園

連携協力の概要	集団保育・保育に関する相談・助言・代替保育に関する支援・卒園後の受皿としての支援・食事の提供
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	大野保育園
連携協力の概要	卒園後の受皿としての支援

第7 職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市長家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市長条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1	0	
保育士	3	1	2	
調理員	1	0	1	
事務員	0	0	0	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
管理者	9:00 ~ 18:00	
保育士	早番 7:00 ~ 16:00 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	7:30 ~ 13:00	
事務員	: ~ :	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第9 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
開 所 時 間 (延長保育)	平日	07:30 ~ 18:30
	土曜日	07:30 ~ 18:30
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	08:30 ~ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

◆親とともに子育てをします

保護者と保育者の会話を大切にし、コミュニケーションによる信頼関係を築きます。また、その中で汲み取った各家庭のライフスタイルを尊重し、可能な限り、個々のリズムに合わせた保育を目指します。

◆子どもにとって【第二の家庭】、保護者にとっての【身近な相談者】となっていきます。

愛情を最も必要とする乳幼児期に、保護者の代わりとなり、心身から愛情を注ぎ、スキンシップを第一にした保育をします。

「よく食べる」「よく遊ぶ」「よく眠る」を大切にし、温かい家庭的な雰囲気の中で保護者と子どもにとって「安心できる場所」となっていきます。

◆親子と地域を結びつける役割を担います。

地域と密に連携をとる事のできる「てとろの特性」を活かし、地域住民との触れ合いを大切にしながら「地域の中での親子の居場所作り」を推進します。

(2) 当事業所の保育の目標

ひとりひとりの発達状況や個性に合わせたきめ細やかな保育を行います。

スキンシップによる、愛情を十分に注ぎます。

保育は家庭からの延長線上にあります。保護者とのコミュニケーションの中から「子どもの24時間の姿を知ろう」とする姿勢を持ち、その情報を活かした活動ができる様、柔軟な保育をします。

子どもとその保護者は地域の中で日常生活を送っています。地域の中で生き生きと暮らす事が出来る様、普段の園生活の中でも地域との連携をしっかりと、とっていきます。

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

	目 標
0 歳児	<p>○特定の保育者との信頼関係をもとに、人とかかわりを喜び、自発的に遊んだり、自己主張を活発にしたりする。</p> <p>○安心できる環境の中で、聞く、見る、触れるなどの体験を通して、身の回りに対する興味や好奇心の芽生えを育む。</p> <p>○個人差に留意しながら、離乳や歩行の完成に向けて保育を進め、健やかな成長を促す。</p>
1 歳児	<p>○一人一人の生理的欲求や自我の芽生えを大切にしながらいろいろな甘えを受けとめ、情緒の安定を図り、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</p> <p>○安心できる保育者との関係のもと、簡単な身のまわりのことを自分でしてみようとする気持ちや自己主張する自我が芽生える。</p> <p>○一人遊びを十分に楽しみながら、保育者や友達に自分の思いを表現したりかかわって遊んだりする楽しさを知る。</p> <p>○自然物やまわりのものに興味をもち、十分に体を動かし、歩行や探索を楽しむ。</p>
2 歳児	<p>○一人一人が安心して園生活を送り、十分に自己発揮できるようにする。</p> <p>○保育者との安定したかかわりを通して、基本的な生活習慣の自立を目指し、身の回りのことを自分でしようとする気持ちをもつ。</p> <p>○自分の思いを言葉や行動で表現できるようになる。</p> <p>○食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持ち、保育者を仲立ちとして友達と一緒に食事をし、一緒に食べる楽しさを味わう。</p>

(5) デイリープログラム (一日の流れ)

時間	子どもの活動
7:30～	順次登園
9:00	室内遊び
9:30	朝の会

9:45	主活動(お散歩 製作 室内遊び等々)
11:00	昼ご飯
11:45	着替え お昼寝
14:40	起床 着替え
15:00	おやつ
15:45	室内遊び
16:00	順次降園

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	進級式
5月	こどもの日お祝い会 内科健診
6月	歯科検診
7月	プール開き 七夕会
8月	プール遊び
9月	敬老行事 お月見会
10月	保育参観
11月	内科健診
12月	クリスマス会
1月	
2月	節分会
3月	ひなまつり会 お別れ会 入所説明会

※ 誕生会・身体測定・災害訓練・不審者対応訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

調理施設が無いので、連携園より配食による給食提供。

(8) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

・短時間延長保育事業

保育短時間に対応した、短時間延長保育事業を実施します。

第11 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 短時間延長保育にかかる費用

短時間延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当事業所では、第10に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	連絡帳代入所時	年額 300円
	帽子代入所時	年額 1,200円

※ その他、実費などの費用が発生することがあります。

第12 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は囑託医への連絡を行います。

医療機関の名称	総合上飯田第一病院
医師名	総合病院の為、事務長 水野 照夫
所在地	名古屋市北区上飯田北町2丁目70番地
電話番号	052-991-3111

(2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、賠償責任保険に加入しています。

第14 非常災害対策

暴風警報発令時	・警報が発令されている間の保育は登園見合わせとします。 原則として警報解除後2時間より保育を再開します。
警戒レベル3(高齢者等避難)発令時 警戒レベル4(避難指示)発令時 警戒レベル5(緊急安全確保)発令時	・適用区域内の保育園は、解除されるまで休園となります。 ・登園後された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。
特別警報発令時	
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	・情報の内容により保育園は休園になる場合もあります。 ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止になりますので、できる限り早くお迎えにきてください。 ・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。
避難訓練	・地震・火災避難訓練は毎月実施します。
非常災害用備蓄	・名古屋市指示の必要 食料品を備蓄 ・名古屋市指示の必要 生活用品を備蓄

第15 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、防犯訓練、事故防止研修を毎月実施します。北警察署、北消防署に指導を仰ぎながら防犯訓練・避難訓練を毎月実施しています。また、事故防止の為の施設安全対策は、医療用クッションフロアの設置を初めとし、転倒防止装置などを設置しています。又、事故防止のための研修会参加職員による情報の共有も職員会議を通じ実施しています。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 事務局長 上田 有見子 連絡先 TEL 052-737-1043 苦情受付担当者 管理者 竹ノ内 琴代 連絡先 TEL 090-6588-1451
第三者委員窓口	第三者委員 法人監事 小川 順一 連絡先 TEL 052-910-3533 第三者委員 弁護士 宗 真紀子 連絡先 TEL 052-218-5645 (弁護士法人愛知リーガルクリニック月～金9:00～18:00)

※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月現在の情報です。